

公布された条例のあらまし

◇ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例

1 制定の理由

ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) ふじのくに茶の都ミュージアムの設置の目的、位置及び施設について定めました。（第2条、第3条関係）
- (2) 開館時間及び休館日について定めました。（第4条、第5条関係）
- (3) 観覧料について定めました。（第6条、別表第1関係）
- (4) 特別観覧及び特別観覧料について定めました。（第7条、第8条、別表第2関係）
- (5) 使用の承認、承認の取消し等及び原状回復について定めました。（第9条、第10条、第12条関係）
- (6) 使用料について定めました。（第11条、別表第3関係）
- (7) 観覧料等の減免及び観覧料等の不還付について定めました。（第13条、第14条関係）
- (8) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成30年3月24日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例

1 制定の理由及び内容

国民健康保険法の改正に伴い、静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数及び同協議会に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 東日本大震災に係る被災地の災害応急作業等に従事した職員に支給する災害応急作業等手当について、警戒区域等の見直しに伴い、支給範囲等の見直しを行いました。（附則第3項関係）
- (2) 原子力緊急事態宣言があった場合等に係る被災地の災害応急作業等に従事した職員に支給する災害応急作業等手当について、作業の特殊性を考慮し、支給範囲を拡大するとともに、支給額の特例を設けることとしました。（附則第5項、附則第6項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 通訳案内士法の改正に伴い、地域通訳案内士の登録申請に係る手数料等を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の改正に伴い、地域限定通訳案内士の試験に係る手数料等を廃止しました。（別表関係）
- (3) 旅行業法等の改正に伴い、旅行サービス手配業の登録申請に係る手数料を新設しました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成30年1月4日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

清水港において、上屋を新たに整備することとしたことに伴い、上屋の使用料を改めました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年3月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により関連法律が改正されたことに伴い、法律で定めるところにより静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (2) 県と市で協議が調った事務を平成30年度当初から移譲することとしたことに伴い、新たに静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (3) 土地改良法が改正されたことに伴い、引用条項を改めるほか、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、1の(1)及び(2)については平成30年4月1日から、1の(3)については公布の日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険保険給付費等交付金条例

1 制定の理由

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 国民健康保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とし、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付することとしました。（第2条関係）
 - (2) その他必要な事項について定めました。
- 3 施行期日
- この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険事業費納付金条例

- 1 制定の理由
 - 国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。
 - 2 内容
 - (1) 国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町に対して通知することとしました。（第3条関係）
 - (2) 国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数等について定めました。（第4条～第16条関係）
 - (3) その他必要な事項について定めました。
- 3 施行期日
- この条例は、一部の規定を除いて、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
- 静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。
- 2 内容
- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正
- ア 給料表の改定
- 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第4関係）
- イ 諸手当の改定
- (ア) 初任給調整手当の支給限度額を引き上げました。（第8条の2関係）
- (イ) 扶養手当の支給月額等を改めました。（第9条、第10条関係）
- (ウ) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第21条関係）
- (2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正
- 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）
- (3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
- ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第5条関係）
- イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第6条関係）
- (4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第4条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第5条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1、別表第2関係）

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当の支給月額等を改めました。（第10条、第11条関係）

イ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第22条関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1関係）

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当の支給限度額を引き上げました。（第9条の2関係）

イ 扶養手当の支給月額等を改めました。（第10条、第11条関係）

ウ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第21条関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

企業職員と県の他の職員との均衡を図るため、扶養手当の支給基準を見直したことに伴い、必要な改正

を行いました。（第6条、附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

がんセンター事業職員と県の他の職員との均衡を図るため、扶養手当の支給基準を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第7条、附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

国家公務員の退職手当の改正に準じた措置を講ずるため、退職手当の調整率の引下げ等の改正を行いました。

2 内容

- (1) 退職手当について、静岡県職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げました。（第1条、第2条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、平成30年1月1日から施行することとしました。